

# 施設等運営指導における 主な指摘事項等について

令和6年3月

千葉市保健福祉局

保健福祉総務課監査指導室

# 0 はじめに

本市の施設等運営指導にご協力いただき、ありがとうございます。過年度における主な指摘事項は下記のとおりですので、参考としてください。

## 1 運営

- |           |     |         |     |
|-----------|-----|---------|-----|
| ①運営規程     | …P2 | ②利用料等   | …P3 |
| ③事故報告     | …P4 | ④非常災害対策 | …P5 |
| ⑤勤務体制の確保等 | …P6 | ⑥研修等    | …P7 |

## 2 報酬 加算 …P8

# 1 運営(①運営規程)

○運営規程において実態との不整合があった。

●利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

→利用者に発行している請求書・領収書と整合していない。

●虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年度から義務化)

→令和6年度以降は定めておく必要あり。

●ユニットの数およびユニットごとの入居定員

(本市では特養・指定介護老人福祉施設のみ対象)

→ユニット型の施設は記載が必要。

※ 運営規程を変更した場合は、介護保険事業課に届出をお願いします。

# 1 運営(②利用料等)

○その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用  
→サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものについては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ることが必要。

# 1 運営(③事故報告)

○市に報告すべき事故について、報告がない。

介護保険施設等における事故報告について

(令和3年3月31日付け介護保険事業課長通知)

- 誤薬や医療機関の受診を要する事故・ケガ
- 食中毒や感染症
- 事業所職員の法令違反・不祥事
- その他(搜索願、盗難、火災等)

# 1 運営(④非常災害対策)

## ○消火・避難訓練の内容が不十分

- 消防署への届け出をしていない
- 地震・火災・風水害を想定していない
- 夜間を想定していない
- 記録が不十分

# 1 運営（⑤勤務体制の確保等）

○ハラスメントを防止するための取組みが必要。

→職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

# 1 運営(⑥研修等)

※詳細は個別にご確認ください。

			入所・G H		訪問・通所等	
	委員会	指針	研修	訓練	研修	訓練
認知症介護基礎			○		○	
資質向上			○		○	
身体的拘束	3月毎	○	2回			
虐待防止	○	○	2回		1回	
感染症予防	3月毎	○	2回	2回	1回	1回
事故防止	○	○	2回			
業務継続計画		○	2回	2回	1回	1回



## 2 報酬(加算)

○加算算定の要件を満たしていない。

→加算の算定に際しては、必ず大臣告示等により算定要件の確認を慎重に行い、要件を満たしていることがわかる資料を保管。

●看取り介護加算における、医師による回復の見込みのないことの診断、看取りに関する指針及び医師等が共同で作成した介護計画の利用者又は家族等への説明と同意、職員の研修の記録が不十分

○介護職員処遇改善加算の職員への周知記録がない。

○介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件を満たしていない。

→処遇改善計画書を確認。

# おわりに

- \* 資料をご確認頂き、ありがとうございました。
- \* 各種関係法令、通知等を適宜ご確認頂き、適正な施設等の運営にご協力をお願いします。また、今後も引き続き本市の施設等運営指導にご協力をお願いいたします。